

社会福祉法人大河原町社会福祉協議会福祉・ボランティア活動団体助成要綱

(目的)

第1条 幸福で豊かな社会を支えていくために、自主的に活動をしている福祉・ボランティア団体と市民活動団体（NPOを含む）（以下「団体」という。）に対し、福祉・ボランティア活動の推進を図り、地域福祉の向上を目指すことを目的として助成する。

(対象)

第2条 助成の対象は事業とし、次のいずれかの団体が実施するものとする。

- (1) 自主的に福祉・ボランティア活動を行い、大河原町ボランティア連絡会に加入している団体
- (2) 子育て・児童・障がい児者・高齢者等の自助団体
- (3) その他、会長が必要と認めた団体

2 助成の対象とする団体は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 大河原町社会福祉協議会（以下「社協」という。）及び大河原町共同募金委員会が行う地域福祉事業に協力できること。
- (2) 団体が会員会費を集めていること。
- (3) 団体を構成する会員が5人以上であること。
- (4) 主な活動場所が大河原町内であり、会員の過半数が大河原町在住であること。
- (5) 繰越金等が前年度支出総額を上回っていない団体であること。

(助成内容)

第3条 助成の限度額は3万円以内とする。ただし、立ち上げ初年度は初期費用を考慮し5万円以内とする。尚、助成対象とする内容及び経費は別表1のとおりとする。

2 次の各号に掲げる経費については助成対象としない。

- (1) 他からの補助や助成を受けている事業経費
- (2) 助成年度以外に使用した、あるいは使用する経費

(申請)

第4条 この助成を受けようとする団体は、「福祉・ボランティア活動団体助成金申請書」（様式1）に次の各号に掲げる書類を添えて、社協会長に申請するものとする。ただし、当年度立ち上げた団体については、その限りではない。

- (1) 前年度事業報告書並びに収支決算書（新規立ち上げ団体は省略）
- (2) 当該年度事業計画書並びに収支予算書
- (3) 会則
- (4) 役員名簿
- (5) 通帳の表紙及び表紙裏の写し

(決定)

第5条 前条により助成の申請があった場合には、社協会長はその内容を審査し、助成可否及び助成額を決定して、その結果を申請団体に通知する。

(助成金の返還)

第6条 会長は、助成を受けた団体が次の各号に該当したときは、当該団体に対し助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成を受けたとき
- (2) 当該助成事業を中止したとき
- (3) 助成金を目的外に使用したとき
- (4) 助成対象の決算額が、既に助成した金額を下回るとき
- (5) その他、要綱の内容に違反したとき

(実績報告)

第7条 助成を受けた団体は、事業完了後1か月以内に「福祉・ボランティア活動団体助成金」報告書(様式2)を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(社会福祉法人大河原町社会福祉協議会ボランティア活動団体助成要綱の廃止)
- 2 この要綱の施行の際、社会福祉法人大河原町社会福祉協議会ボランティア活動団体助成要綱は、廃止する。
(地域福祉活動推進団体ふれあい助成事業要項の廃止)
- 3 この要綱の施行の際、地域福祉活動推進団体ふれあい助成事業要項は、廃止する。

別表 1

助成内容		対象経費
A	住民を対象にした福祉に関する講座、講習会、啓発活動	材料費、印刷代、消耗品、レンタル料、使用料、行事保険料（年間を通したボランティア保険は除く）講師謝礼金 など 食糧費（原則として認められませんが、講師や出演者に対する茶菓子や弁当代、清掃活動等の作業をともなう活動参加者への飲料の提供など、活動に不可欠なものは認めます）
B	住民（高齢者・障がい者等）を対象にした福祉・ボランティア活動	
C	子育て・児童を対象とした福祉・ボランティア活動	
D	福祉・ボランティア活動の資質向上に関する学習研修活動	
E	地域福祉のネットワークづくりのための福祉・ボランティア活動	
F	防災・防犯活動	
G	福祉・ボランティア団体の新規立ち上げ費用	
H	その他、先駆的、独創的な福祉・ボランティア活動	